

八王子市建築物再生可能エネルギー利用促進計画(素案)

概要版

■概要

八王子市における建築物への再生可能エネルギー利用設備（以下「再エネ利用設備」という。）の設置の促進を図るため、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第 60 条の規定に基づき、八王子市建築物再生可能エネルギー利用促進計画（以下「促進計画」という。）を定めるもの。

■背景

八王子市では、令和 4 年（2022 年）2 月に「八王子市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、令和 5 年（2023 年）3 月に「八王子市地球温暖化対策地域推進計画」（計画期間：令和 5 年度（2023 年度）～令和 12 年度（2030 年度））を策定している。「八王子市地球温暖化対策地域推進計画」では、令和 12 年度（2030 年度）における温室効果ガス排出量 46%削減（平成 25 年度（2013 年度）比）、令和 32 年（2050 年）における温室効果ガス排出量実質ゼロを目標とし、取組を推進している。

ゼロカーボンシティの実現に向けて、建築物における再生可能エネルギー利用設備の設置を促進し、再生可能エネルギーの更なる利用促進を図るため、促進計画を策定する。

■促進計画で定める内容

(1)促進区域の区域・位置

「八王子市全域」とする。

(2)建築物への設置を促進する再エネ利用設備の種類

「太陽光発電設備」及び「太陽熱利用設備」とする。

(3)特例適用要件

共通の考え方は下表のとおりとする。

区分	特例適用要件
共通の考え方	○ ソーラーカーポート等を設置する場合、その架台下を「屋内的に利用しない」又は、架台下の用途が「自動車車庫」又は「通常であれば屋外的な用途」であり、交通負荷が増大しないこと ○ ソーラーカーポート等を設置する場合、国土交通大臣が認める高い開放性を有する構造であること

※建築基準法の各制限に対する特例適用要件の詳細については、促進計画（素案）参照

■促進区域内で適用される措置

(1)自治体の努力義務(建築主への支援)

(2)建築主の努力義務(再エネ利用設備の設置)

■促進区域内で適用される措置

(3)再エネ利用設備に係る建築士による説明義務

建築士は、促進区域内において八王子市が条例で定める用途・規模の建築物について設計の委託を受けた場合には、建築物へ設置することができる再エネ利用設備について、建築主に対して説明しなければならない。

※八王子市が条例で定める用途・規模の建築物については、条例（素案）参照

【今までと何が変わる？】

八王子市で建築物を新築・改築する建築主は、建築士から太陽光発電設備・太陽熱利用設備の説明を受けることとなり、設置できる再エネ設備について知ることができるようになる。

【想定される効果】

元々、再エネ利用設備を設置するつもりでなかった建築主が、建築士から設備導入の意義やメリット、設置により生じる費用や消費電力量削減による経済効果等について、情報提供を受けることにより、設備の設置が促進される。

(4)特例許可制度

本制度における特例許可制度では、再エネ利用設備の設置により、容積率制限、建蔽率^{ぺい}制限又は高さ制限を超える場合があっても、許可を受けることにより特例的にその制限を超えることが可能となる。ただし、市街地の環境を害するおそれがある場合などは、その限りでない。

<促進区域において認められる例>



【今までと何が変わる？】

ソーラーカーポートは建築面積・床面積・高さに算入されるが、特例許可を活用することで制限を超えることが可能となる。

例えば…

今まで、容積率や建蔽率^{ぺい}の制限により、ソーラーカーポートを設置できなかった建築物（戸建住宅など）において、建築基準法の特例許可を受けることで、新たに設置することができるようになる。

【想定される効果】

形態規制の制約により再エネ利用設備の設置を断念・あるいは設置規模を縮小していた建築物について、再エネ利用設備を設置しやすくなる。